

健全化判断比率等について

◎ 経過と概要

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が制定され、地方公共団体は、毎年度、前年度の決算を基に健全化判断比率及び資金不足比率（以下「健全化判断比率等」といいます。）を算定することが義務付けられました。

なお、算定した健全化判断比率等は監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告し、公表しなければなりません。

また、健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合、または資金不足比率が経営健全化基準以上の場合、議会の議決を経て、財政健全化計画等を策定し、計画的に健全化に取り組まなければなりません。

◎ 健全化判断比率

・ 実質赤字比率

一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計（以下「一般会計等」という。）における実質赤字の額の標準財政規模に対する割合を示す指標で、一般会計等の財政運営の状況を示します。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

・ 連結実質赤字比率

一般会計等に加え、特別会計の公営事業会計、公営企業会計などの本町に設置されている全ての会計の赤字額・黒字額を連結し算定した赤字額の標準財政規模に対する割合を示す指標で、本町全体の運営状況を示します。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

・ 実質公債費比率

地方公共団体が借入している地方債等（一部事務組合等を含む）で本町の一般会計等が負担すべき償還金等の標準財政規模に対する割合を示す指標で、借入金等の財政負担を示します。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\begin{array}{l} \text{(地方債の元利償還金+準元利償還金) -} \\ \text{(特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額入額)} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{標準財政規模 -} \\ \text{(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)} \end{array}} \quad \text{(3か年平均)}$$

・ 将来負担比率

地方公共団体、一部事務組合、第3セクター等の借入金や債務負担等のうち、本町の一般会計等で将来負担すべき額の標準財政規模に対する割合を示す指標で、将来の財政負担を示します。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額}) + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額}}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財要額算入額})}$$

◎ 資金不足比率

各公営企業会計の実質赤字額（資金不足額）の事業規模（営業収益等）に対する割合を示す指標で、各公営企業の経営状況を示します。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

健全化判断比率等の対象範囲

地方公共団体	一般会計	一般会計等		一般会計	古座川町の会計
	特別会計			へき地診療所特別会計	
		公営事業会計		国民健康保険特別会計 国民健康保険七川診療所特別会計 国民健康保険明神診療所特別会計 介護保険特別会計 後期高齢者医療特別会計	
				簡易水道施設特別会計(法非適用)	
うち 公営企業 会計		資金不足比率			
一部事務組合・広域連合				和歌山県市町村総合事務組合 串本町古座川町衛生施設事務組合 紀南学園事務組合 東牟婁郡町村新宮市老人福祉施設事務組合 新宮周辺広域市町村圏事務組合 和歌山県地方税回収機構 和歌山県後期高齢者医療広域連合	一部古座川町が加入する広域連合
地方公社・第三セクター等				該当団体なし (※財団法人古座川町ふるさと振興公社は、平成23年3月1日付けで一般財団法人古座川ふるさと振興公社に移行)	古座川町の公社・